

標準旅行業約款（受注型企画旅行契約）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総 则

（適用範囲）

- 第1条 当社が旅行者との間で締結する受注型企画旅行に関する契約（以下「受注型企画旅行契約」といいます。）は、その約款を定めることによります。この約款に定めのない事項については、法又は一般的に確立された慣習によります。
- 2 当社が前項の規定にかかわらず、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
- （契約の締結）
- 第2条 前項の規定で、旅行者が他の旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が把受けをすることができる宿泊又は宿泊のサービス等並びに旅行者は当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- 2 この約款は、（国内旅行）と、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の外洋を指します。
- 3 この「宿泊機関」とは、当社が提供するクリップカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットなどの通信手段による申込みを受けたうえで受注型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する受注型企画旅行契約に基づく旅行代金又は債務を、当該債務又は債務が履行されざるときに定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらじめ承諾し、かく当該受注型企画旅行契約の旅代金等及び第12条第1項の規定（後段）、第19条第2項に定める方法により支払うことを内容とする受注型企画旅行契約をいいます。
- 4 この約款で「手配」とは、旅行者が又は当社が受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の額又は手配する宿泊代金を履行すべき日をいいます。
- （旅行契約の内容）
- 第3条 当社は、受注型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する宿泊、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供に着手することができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- （手配代行者）
- 第4条 当社は、受注型企画旅行契約の履行に当つて、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行せざることがあります。

第2章 契約の締結

（企画書面の交付）

- 第5条 当社は、当社が受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者からの依頼があつたときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。
- 2 当社は、企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料」といいます。）の額を示すことがあります。
- （契約の申込み）
- 第6条 第1項の企画書面に記載された企画の内容に關し、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 2 前条第1項の企画書面に記載された企画の内容に關し、当社に通信販売の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員登録その他の事項を当社に通知しなければなりません。
- 3 第1項の申込書は、旅行代金（その内訳として企画料が明示された企画料を含みます。）又は取扱料金等は必ず途次の一部として取りれます。
- 4 受注型企画旅行の企画に際し、特別な考慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出してください。そのとき、当社は可能な範囲内にこれに応じます。
- 5 前項の規定に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担となります。
- （契約締結の拒否）
- 第7条 当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
- （1）旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある。
- （2）通信販売を経由してようどる場合であつて、旅行者の所有するクレジットカードが効果である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できないとき。
- （3）旅行者が、暴力團、暴力團構成員、暴力團關係者、暴力團關係企業又は総会堂等その他の社会的暴力であると認められるとき。
- （4）旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に關して脅迫的な言動若しくは暴力を用ひ又はそれらに似たる行為を行つたとき。
- （5）旅行者が、当社の財産を毀損し又は盗難を犯す行為若しくは故意で当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。
- （6）その他の営業上の都合があるとき。
- （契約の成立時期）
- 第8条 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第6条第1項の申込金を受理したときに成立するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到着した時に、同時に成立するものとします。
- （契約書面の交付）
- 第9条 当社は、前項の定めに依る契約の成立後速やかに、旅行者の、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。
- 2 当社は、第5条第1項の企画書面において企画料の金額を明示した場合は、当該金額を前項の規定においておいて記載します。
- 3 当社は、企画書面に記載により手配し取扱を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、第5項の企画書面に記載することになります。
- （確定書面）
- 第10条 第1項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用できる宿泊機関及び旅行計画に重要な宿泊機関の名前を記載して列記した上で、当該契約書面交付の前日（旅行開始日を除く）に宿泊機関にて運送契約が締結された場合は、当該契約書面交付の前日までに、これらの確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。
- 2 前項の場合は、付帯品の確認を希望する旅行者が問い合わせがあったときは、確定書面の交付にあつても、当社は迅速に之に回答します。
- 3 第1項の確定書面に交付した場合には、前条第3項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載することに定められました。
- （確定書面の交付方法）
- 第11条 旅行者は、確定書面を得て、企画書面、受注型企画旅行契約を締結しようとするとき、旅行者と交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び責任に係る事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の意に応じます。
- 2 当社は、天災地変、戦乱、暴動、暴動、宿泊機関等の旅行サービスの提供の停止、官公署の命令等、当社の運行計画にない運送サービスの提供その他の当社の専門知識で予見し得ない事が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行者にあらじめおいて、当社が運行する通信機器に備えられたファイル（専ら当社が旅行者の行動に供するものに限ります）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。
- （旅行の金額の約款）
- 第12条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載した旅行日程に當て、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。
- 2 前項の規定によると、当社は、提携会社のカードにより所定の金額の旅行者の署名などで契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

第3章 契約の变更

（契約の変更）

- 第13条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の意に応じます。
- 2 当社は、天災地変、戦乱、暴動、暴動、宿泊機関等の旅行サービスの提供の停止、官公署の命令等、当社の運行計画にない運送サービスの提供その他の当社の専門知識で予見し得ない事が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行者にあらじめおいて、当社が運行する通信機器に備えられたファイル（専ら当社が旅行者の行動に供するものに限ります）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。
- （旅行の変更）
- 第14条 当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第3条に譲り受けます。
- 2 旅行者が、契約内容に依る当該旅行を変更しようとするときは、当社の承認に依る所定の事項を記載の上、所定の金額の旅行代金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 3 第1項の契約内容の譲渡は、旅行者の当社の承認に依る所定の金額の旅行代金の支払いによって、旅行代金に変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することあります。
- （契約の交換）
- 第15条 当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第3条に譲り受けます。
- 2 旅行者が、契約内容に依る当該旅行を変更しようとするときは、当社の承認に依る所定の事項を記載の上、所定の金額の旅行代金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 3 第1項の契約内容の譲渡は、旅行者の当社の承認に依る所定の金額の旅行代金の支払いによって、受注型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承認するものとします。

第4章 契約の解除

（旅行者の解除権）

- 第16条 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。契約解除を請求する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の金額の旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることになります。
- 2 旅行者は、次に掲げる場合にあっては、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると認められるとき。
- （1）当社により契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第2欄（左欄）に掲げるその他のものであるときには、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。
- （2）第14条第1項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- （3）天災地変、戦乱、暴動、暴動、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。
- （4）当社が旅行者に対し、契約内容に依る所定の金額の旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

（5）当社が、契約書面により定めた旅行実施の要件により、契約書面に記載した旅行行程に従つた実施の実施が不可能となつたとき。

3 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を返却することができないとき。

4 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

5 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

6 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

7 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

8 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

9 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

10 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

11 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

12 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

13 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

14 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

15 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

16 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

17 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

18 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

19 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

20 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

21 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

22 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

23 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

24 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

25 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

26 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

27 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

28 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

29 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

30 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

31 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

32 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

33 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

34 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

35 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

36 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

37 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

38 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

39 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

40 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

41 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

42 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

43 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

44 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

45 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

46 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

47 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

48 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

49 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

50 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

51 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

52 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

53 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

54 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

55 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

56 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

57 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

58 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

59 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

60 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

61 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

62 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

63 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

64 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

65 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

66 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

67 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

68 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

69 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

70 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

71 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

72 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

73 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

74 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

75 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

76 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

77 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

78 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

79 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

80 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

81 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支払うべき金額の支払を受けることによって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

82 旅行者が、当社が旅行者に付与した旅行代金を支